

## 胃がん検診間接エックス線写真読影の診断基準

診断基準	所見	指示
0	読影不能	再撮影又は精検
1	異常なし	精検不要
2	軽度の異常	精検不要（又は経過観察）
3	病変の存在を疑わせる	精検
4	病変確実	必ず精検
5	悪性病変であることの診断可能	至急精検

診断基準0：間接エックス線写真の読影が不能であるもの。これは以下のごとく亜分類することも可能である。

0-1：撮影条件の不良による読影不能（例：露出不足、カブリ、破損フィルムなど）

0-2：それ以外の原因による読影不能（例：食餌残渣、空気不足、甚しい造影剤の重なり、多量の気泡の存在、吻合胃、切除胃など）

診断基準1：全く異常を認めないもの

診断基準2：軽度の変化を認めても、必ずしも病変の存在を期待しないもの（例：軽度の胃角開大、裂孔ヘルニア、軽度の瀑状胃など）。ただし、念のため精検を指示する場合は診断基準3として取り扱う。診断基準2は精検を要するものとは考えられないもののみを指すが、経過観察として再検査を指示してもよい。

診断基準3：良性・悪性を問わず、病変の存在を疑わせる所見を呈するもの。精検方法としては内視鏡を先行させてもよいが、小病変はこのグループに最も多く含まれている可能性があるため、慎重な検査が望ましい。

診断基準4：良性・悪性を問わず、病変の存在を確実に指摘できるもので、必ず精検を受けるよう、特別に強力な指示を必要とする。

診断基準5：間接エックス線写真上ですでに悪性病変であることが診断できるもので、実際には進行がんを示すことが大部分であると解してよい。したがって、このような症例は通常の事務的処理を待たずに、至急精検をうけさせるような通知態勢をとること。